解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

岩手県釜石市箱崎町第七地割六一番地二
財団法人箱崎町愛林公益会
代表清算人　植田　有功

解散公告（第一回）

当公社は平成二十五年十二月二十五日付で神奈川県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷二二一六番地
清川村土地開発公社
清算人　岸　直保

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

名古屋市北区金田町五丁目二〇番地
社団法人名古屋城北栄養協会
代表清算人　國枝　靖弘

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年十二月二十日兵庫県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

兵庫県加西市北条町横尾一〇〇〇番地
加西市土地開発公社
代表清算人　大豊　康臣

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月二十四日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

香川県高松市檀紙町二〇一七番地四
一般社団法人ひかり福祉会
代表清算人　森澤　繁雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月十三日開催の評議員会及び理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

愛媛県西条市三芳一〇二七番地の二
財団法人三芳町政岡育英会
代表清算人　川上　哲生

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十五年十一月二十八日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

高知県香美市土佐山田町宮ノ口一二四七番地　清算法人土佐山田町六反田土地改良区
代表清算人　濱田　順一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十日開催の評議員会及び理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

東京都文京区本郷四丁目一二―一六　一〇八号
財団法人カナモジカイ
代表清算人　渡邊　恵

解散公告（第二回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第一項第二号の規定に基づき平成二十五年十二月五日付けで解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

福井県福井市北今泉町第一六号九番地
清算法人福井今泉土地改良区
清算人　嶋屋　博

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

静岡県静岡市清水区庵原町六八番地
社団法人庵原報徳会
清算人　杉山　榮一

解散公告（第二回）

当社は、平成十四年二月十八日大阪地方裁判所の破産宣告を受け解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

大阪府大阪市西成区鶴見橋二丁目一〇番二三号
株式会社葵和
代表清算人　木村　真也

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月二日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、平成二十五年十二月十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

兵庫県宝塚市安倉中二丁目一三番二号
医療法人社団金沢歯科医院
清算人　須藤　陽子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十七日法人の目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

和歌山県海草郡紀美野町菅沢六番地
財団法人紀美野町ふるさと公社
代表清算人　小川　裕康

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月二十日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

和歌山県和歌山市二筋目一番地
医療法人徳和会
清算人　徳田　哲

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十六日

香川県高松市西の丸町九番一〇号
社団法人四国運輸協会
代表清算人　山地　克己

第20期決算公告

平成25年11月30日
さいたま市岩槻区諏訪5丁目8番地5
株式会社マルキ
代表取締役　関根　正直

貸借対照表の要旨（平成25年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	229,074
	固定資産	167,954
	繰延資産	2
	合計	397,030
負債及び純資産の部	流動負債	118,025
	固定負債	57,232
	株主資本合計	221,773
	資本金	10,000
	資本剰余金	211,773
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	209,273
	（うち当期純利益）	(6,017)
	合計	397,030